。

三　第一号において、銀行その他の金融機関への預金のうち、預金保険機構により保証されていることにより預金保険機構のリスク係数を適用することとなった場合は、リスク係数を０％とする。

四　保険会社等が信用エクスポージャーの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転することによって提供される適格保証等の場合にあっては、保険会社等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転した階層と留保した階層の優先度が異なるときは、被保証債権又は原債権のリスク係数に代えて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるリスク係数を適用するものとする。

イ　移転した階層　保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数

ロ　留保した階層　分割された階層に適格格付機関による格付が付与されている場合は、当該格付による格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数とし、分割された階層に適格格付機関による格付が付与されていない場合は、別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数

五　第一号において、適格保証等が、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額に対しては別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数を適用するものとする。

六　第一号において、適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引の想定元本額に80％を乗じた額を被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額として、同号の規定を適用する。

２　適格保証等の残存期間が信用エクスポージャーの残存期間を下回る場合は、次の各号に掲げるところに従い算出した残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額を前項の置換えアプローチに適用する。

一　次の算式を用いて算出する。

$$Pa = P \times \frac{t - 0.25}{T - 0.25}$$

Paは、残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額

Pは、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額（適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、前項第六号の規定を適用後の額とする。）

tは、適格保証等の残存期間を年数で表示した値（ただし、tがT（次に掲げるものをいう。）よりも大きい場合にはTを用いる。）

Tは、信用エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値（ただし、信用エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、５とする。）

二　前号の信用エクスポージャーの残存期間は、第百四十八条第二項に規定する残存期間とする。

三　第一号の適格保証等の残存期間は、第百四十八条第三項に規定する残存期間とする。

（中央政府等による再保証等）

第百五十三条　信用エクスポージャーに対する保証について、中央政府等が再保証を行っている場合には、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該保証を中央政府等によるものとして扱うことができる。

一　中央政府等による再保証が、保証の対象である債務のうち元本その他の全ての関連債務を対象としていること。

二　信用エクスポージャーに対する保証及び中央政府等による再保証が、それぞれ第百四十八条及び第百四十九条に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等による再保証は、第百四十八条第一項第二号及び第三号の要件を満たすことを要しない。

三　中央政府等による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

第七節　オペレーショナル・リスク

（オペレーショナル・リスクの所要資本の額の算出）

第百五十四条　第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

一　上限適用前のオペレーショナル・リスクの額

二　次のイ及びロに掲げる額の合計額に20％を乗じた額

イ　第四十五条第一項第一号イ(1)から(5)までに掲げる額を次条の表に定めるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額

ロ　第四十五条第一項第一号ロに掲げる額

２　前項第一号に掲げる上限適用前のオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に規定する額の合計額とする。

一　損害保険に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに規定する額のうちいずれか大きい額及びハに規定する額の合計額

イ　損害保険契約等の当事業年度の収入保険料（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。）に2.75％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。